

「電子交付サービス」取扱規定

1. (規定の趣旨)

この規定は、京都中央信用金庫(以下、「当金庫」といいます。)が、 2. (1)で定めるお客様へ交付する書面について、紙媒体に代えてインターネットを通じて交付(以下、「電子交付」といいます。)するサービスに関して、その取扱い等を定めたものです。

2. (対象書面)

- (1) 本サービスにおいて、当金庫が電子交付により提供する書面は、次の各号に掲げる書面(以下、「対象書面」といいます。)とします。
 - ① 取引報告書
 - ② 取引残高報告書(トータルリターンを含む。)
 - ③ 交付運用報告書
 - ④ 特定口座年間取引報告書
 - ⑤ 上場株式配当等の支払通知書
 - ⑥ 取引内容等を記載した書面のうち当金庫が定めるもの
 - ⑦ 金融商品取引法その他関係法令の改正等により交付が義務付けられた上記に準ずる書面
 - ⑧ 上記①から⑦に該当しない書面のうち、電子交付による提供が適当であると考えられるもの
- (2) お客様が本サービスの利用を申込みした場合、お客様が当金庫を通じて保有するすべての投資信託(お客様が投資信託受益権についての権利を有し、当金庫の備え置く振替口座簿に記載若しくは記録がされ、または投信取引口座等に保管の委託がされているすべての銘柄)の対象書面が、すべて電子交付されます。
- (3) 当金庫は、対象書面がお客様ページ(口座番号、パスワード入力後に掲載されるお客様の特定ページをいいます。)に記録される旨、または記録された旨をお客様ページで通知するものとします。ただし、お客様が当該対象書面を既に関連されていた場合にはこの通知を行わないことがあります。

3. (電子交付の方法)

- (1) 当金庫は、当金庫ホームページのお客様ページと当金庫データベースの閲覧ファイルをリンクさせ、当該閲覧ファイルに対象書面の記載事項を記録して、お客様による閲覧を可能とする方法により紙媒体による対象書面の交付に代えて当該書面の記載事項をお客様へ提供するものとします。
- (2) 本サービスにおいて、書面の記載事項を記録する閲覧ファイルは、PDF形式のファイル(以下、対象書面の記載事項を記録したPDF形式の閲覧ファイルを「電子書面」といいます。)とします。

4. (申込)

- (1) お客様は、次の各号すべてに該当する場合に本サービスの申込みができるものとします。
 - ① 中信投信インターネットサービスの利用申込みをしていること
 - ② お客様が使用する電子計算機(パソコン等)においてPDF閲覧ソフトが利用可能であること
 - ③ 電子書面をプリンター等で出力し、書面の作成が可能であること
 - ④ お客様が本取扱規定を承諾すること
- (2) お客様は、以下のいずれかの方法により申込み、当金庫がこれを承諾した場合に、本サービスを利用できるものとします。
 - ① 中信投信インターネットサービスの所定の画面から利用申込みする方法
 - ② 当金庫所定の申込書に必要事項を記入・捺印のうえ提出する方法
- (3) 当金庫は、お客様にあらかじめ通知することなく、申込み方法を追加あるいは変更することがあります。

5. (本サービスにおける取扱い)

お客様は、本サービスについて、次の取扱いに同意するものとします。

- (1) 電子書面による交付は、対象書面の作成基準日が本サービスの利用期間中であること
- (2) 電子書面により交付された対象書面(作成基準日が到来し電子交付することが確定している書面を含む。)について、紙媒体での再交付は行われないこと
- (3) 紙媒体により交付された対象書面(本サービス利用開始前に作成基準日が到来し紙媒体で交付することが確定している書面を含む。)について、電子書面での再交付は行われないこと
- (4) 法令の変更、監督官庁の指示、または当金庫が合理的と判断した場合には、本サービスの利用期間中であっても電子書面による電子交付ではなく紙媒体により交付する場合があること

6. (閲覧可能期間)

- (1) お客様は、本サービスを利用して閲覧した電子書面について、当該書面が閲覧可能となった日から5年間閲覧することができるものとします。
- (2) 当金庫は、前項の規定にかかわらず、次の場合には前項に定める日以前に電子書面の閲覧を停止することができるものとします。
 - ① 電子書面の記載事項を紙媒体により交付した場合
 - ② お客様の承諾を得て、他の電磁的方法(本サービスで定める電子交付の方法以外のものを含む。)により交付する場合(ただし、お客様の電子計算機(パソコン等)に記録される場合またはこれに準ずる場合に限り。)
 - ③ お客様が、当金庫が定める方法により電子書面の消去の申出をし、かつ当金庫がこれを了承した場合
 - ④ 投信取引口座の変更が行われた場合

- ⑤ 7. に該当する事項が発生した場合

7. (解除)

- (1) 本サービスは、次の各号に該当する場合には、解除されるものとします。
- ① お客様から本サービスを中止する旨の申し出があった場合
 - ② 中信投信インターネットサービスの利用解除が行われた場合
 - ③ 投信取引口座が廃止された場合
 - ④ 次に掲げるいずれかの事由またはその他の止むを得ない事由により当金庫が本サービスの解除を申し出た場合
 - イ. お客様がこの規定、および11. で定める内容に違反したとき
 - ロ. お客様が当金庫への届出事項等につき、虚偽の届出を行っていたことが判明した場合
 - ハ. お客様が4. (1)のいずれかの要件を欠くに至った場合
 - ニ. お客様が電子交付による記載事項の閲覧ができない状況であると当金庫が判断した場合
 - ホ. 上記のほか、お客様による電子交付のご利用が不相当であると当金庫が判断したとき
 - ⑤ 当金庫が本サービスを終了した場合
- (2) お客様は、当金庫が定める方法により本サービスの中止を申し出ることができ、この場合、当金庫はお客様の申出を承諾するものとします。
- (3) 本サービスが解除された場合、お客様から電子交付を行った記載事項を消去する指図があったものとみなし、消去する場合があります。

8. (電子交付の方法の変更)

- (1) 当金庫は、お客様にあらかじめ通知することなく、法令に反しない範囲で電子交付の方法を変更することがあります。
- (2) 当金庫は、前項にて定める変更により生じたお客様の損害については、その責を負わないものとします。

9. (電子交付の停止)

- (1) 当金庫は、電子情報処理組織の緊急点検の必要性またはその他の合理的理由に基づき、お客様にあらかじめ通知することなく電子交付の全部または一部のサービスを停止することがあります。
- (2) 当金庫は、前項にて定める電子交付の停止により生じたお客様の損害については、その責を負わないものとします。

10. (免責事項)

当金庫は、次に掲げる場合にお客様に生じた損害について、一切その責めを負わないものとします。

- (1) お客様が、本サービスの利用申込に際して、虚偽の申告または4. (1)に反し当金庫に申込みを行ったことにより生じた損害
- (2) 通信回線、通信機器、コンピュータシステム及び機器等の障害による電子交付の遅延、誤作動、不能により生じた損害。ただし、当金庫の故意または重大な過失により生じた損害については、この限りではありません。

11. (他の規定・約款との関係)

この規定に定めのない事項については、京都中央信用金庫投信取引約款、「中信 投信インターネットサービス」取扱規定等、お客様に適用されるその他の約款・規定により取り扱います。

12. (規定の変更)

この規定は、法令の変更、監督官庁の指示、日本証券業協会が定める諸規則の変更、その他必要な事由が生じたときは、民法第548条の4の規定に基づき、変更することがあります。変更を行う旨、変更後の規定の内容およびその効力発生時期は、店頭表示、インターネットその他相当の方法により周知します。

なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、効力発生時期が到来するまでに周知します。

以 上
(2024年12月改訂)

京都中信アプリからの投信取引口座開設に関する特約事項

1. 特約の適用範囲等

- (1) 本特約は、お客さまが「京都中信アプリ」（以下「アプリ」）といたします。）から開設した京都中央信用金庫（以下「当金庫」といたします。）の投信取引口座に適用される事項を定めるものです。
- (2) 本特約は、「金銭・投資信託の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明」「京都中央信用金庫投信取引約款」「自動けいぞく（累積）投資約款（追加型株式投資信託用）」「中信の投信自動積立（定時定額購入取引）取扱規定」「振替決済取引に関する契約締結時交付書面」「特定口座約款」「京都中央信用金庫非課税口座約款」「中信 投信インターネットサービス取扱規定」「電子交付サービス取扱規定」（以下「各種投資信託規定」といたします。）の一部を構成するとともに各種投資信託規定と一体として取り扱われるものとし、本特約に定めがない事項に関しては各種投資信託規定が適用されるものとします。
- (3) 本特約において使用される語句は、本特約において定義されるもののほかは各種投資信託規定に従います。

2. お申込みの条件

- (1) 個人番号カードをお持ちで日本国内に居住し、日本国籍を有する18歳以上75歳未満の個人のお客さまがアプリから投信取引口座の開設をお申込みいただけます。ただし、次の各号に該当する方はアプリからはお申込みいただけません。
 - ①当金庫に普通預金口座をお持ちでない方
 - ②個人番号カードに記載の住所・氏名が現在の住所・氏名および届出のあった住所・氏名と異なる方
 - ③個人番号カードの有効期限が切れている方
 - ④事業でお使いになる目的の方（屋号が付く名義等）
 - ⑤成年後見制度をご利用の方
 - ⑥日本国外に居住されている方
 - ⑦税務上の居住地が日本のみでない方
 - ⑧米国人等に該当する方（米国民（米国籍保有者）、米国永住権保有者、米国居住者）
 - ⑨外国政府等において重要な公的地位にある方またはあつた方とそのご家族
- (2) 「中信 投信インターネットサービス」が同時申込みとなります。
- (3) 当金庫の総合的な判断により、投信取引口座の開設をお断りさせていただく場合があります。

3. 口座の利用開始

- (1) アプリからお申込みされた当金庫の投信取引口座は、当金庫で投信取引口座の開設手続きが完了してから利用できます。
- (2) 投信取引口座の開設手続きが完了しますと、お客さまの届出メールアドレスへ「投資信託 口座開設結果のお知らせ」を送信いたします。

- (3) 非課税口座（NISA 口座）の開設手続きが完了しますと、お客さまの届出住所へ郵便にて「非課税口座開設承認のお知らせ」または「非課税口座開設確認結果のお知らせ」を送付いたします。なお、こちらの送付はアプリから非課税口座（NISA 口座）の開設をお申し込みいただいた後、3～4週間を要します。

4. 口座開設の取り消し・解約等

- (1) 次の各号のいずれか一つにでも該当した場合は、当金庫はお客さまに事前に通知することなく投信取引口座の投資信託取引を停止し、または投信取引口座を解約することができるものとします。
- ①お客さまが存在しないことが明らかになった場合、また投信取引口座がお客さまの意思によらず開設されたことが明らかになった場合
 - ②投信取引口座のお客さまが京都中央信用金庫投信取引約款第55条（3）各号および（4）各号のいずれかに該当した場合
 - ③投信取引口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (2) 投信取引口座が相当の期間、投信取引口座のお客さまによる利用がない場合には、当金庫はお客さまに事前に通知することなく投信取引口座の投資信託取引を停止し、または投信取引口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (3) 前2項のほか、次の各号のいずれか一つにでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切であると判断する場合には、当金庫はお客さまに事前に通知することなく投信取引口座の投資信託取引を停止し、または投信取引口座を解約することができるものとします。
- ①本規定その他当金庫が定める各取引にかかる規定に違反した場合
 - ②当金庫に支払うべき諸手数料等の支払いがなかった場合
 - ③住所・連絡先変更の届出を怠る等、お客さまの責に帰すべき事由により、当金庫においてお客さまの所在が不明となった場合
 - ④支払いの停止または破産もしくは民事再生手続開始の申立てがあった場合
 - ⑤前各号のほか、当金庫が解約を必要とする相当な事由が生じた場合
- (4) 前3項に基づき行った投信取引口座の投資信託取引の停止、投信取引口座の解約によってお客さまに生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。また、この停止、解約により当金庫に損害が生じたときは、お客さまはその損害額を支払うものとします。

5. 通知等

届出のあったメールアドレス、住所、氏名にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

6. 本特約の内容変更等

- (1) 本特約の項目は、法令等の改正、金融情勢等諸般の事情の変化その他の相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページでの公表等適切な方法で周

知することにより、変更することができるものとします。
(2)前項の変更は、前項の周知の際に定める効力発生日から適用されるものとします。

以上

(2025年4月1日現在)